

# 研究通信

第94号

1974年9月刊  
村落社会研究会  
事務局

中央大学  
文学部社会学研究室

## 村落社会研究会 第二二二回大会 特輯号

### 大会会場案内と宿泊申し込みについて

期日 昭和四十九年一〇月一二(土)、一三(日)日

会場 宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉「蔵王ハイッ」(雇傭促進事業団保養所)

電話 〇二二四三四一三三一一

#### 会場への道順

東北本線白石駅で下車。白石駅前より遠刈田温泉ゆき(または同経由)のバスに乗り同温泉バスターミナルで下車(所用時間おおよそ四五分)。ターミナルから会場まで三、四kmありますので、ターミナルの赤電話で「蔵王ハイッ」(電話二三三一一)まで電話して下さい。お一人の場合でもマイクروبスが迎えにきます。なお、白石駅からバスの接続時刻は左記のとおりです。

また、仙台からバスでゆくこともできます(所要時間二時間)。

#### バス時刻表

白石発	遠刈田着	仙台発	遠刈田着
6.20	7.05	7.00	9.05
7.25	8.10	8.09	9.49
8.45	9.28	8.10	9.47
以下毎時45分発		9.09	11.00
16.40	17.25	以下毎時9分発	
17.30	18.13	18.30	20.55
18.10	18.55		
19.00	19.43		

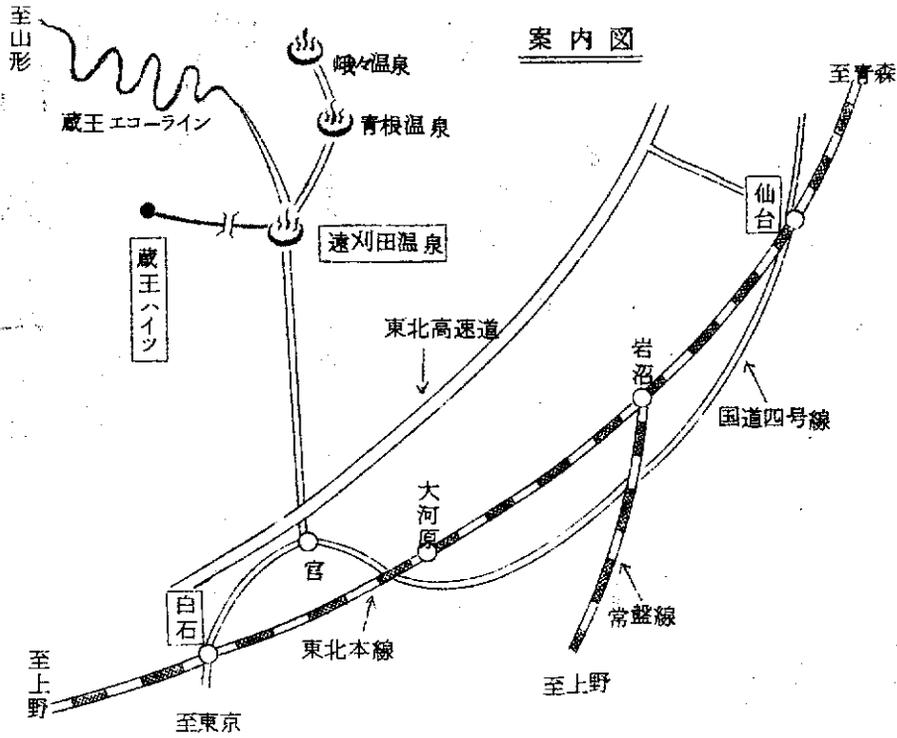
バス時刻表は左のとおりで、降車地、会場にゆく方法は白石の場会と同じです。

#### 宿泊費と参加費

A室(バスつき) 一泊二食 約三、五〇〇円  
B室(アウトバス) 一泊二食 約三、〇〇〇円  
懇親会費 一、五〇〇円  
参加費 五〇〇円

※ 但し10月は観光シーズンで多少時刻に変更がある由です。(地図は次頁に)

案内図



ほかに昼食費三〇〇円程度。なお、宿泊費は一室に何人同宿するかで値段が違ってきます。右の値段はA室(和室一〇畳)三人、B室(和室一二畳)四人の想定値段(いずれも税込み)です。同宿者が多くなると値段がさがります。また、部屋数に制限があるために、A室を御希望の方でも御希望にそいかねることがあるかと思えます。その節はお許し下さい。

参加申し込みの方法

同封バガキに必要事項を記入して、九月三〇日まで御返送願います(期日厳守)。申し込み後の変更は一週間前までに御連絡下さい。事前の御連絡がありませんと、たとえば違約金をいただくことになるおそれがたりますので、その点をお含みおき下さい。連絡先は左の通りです。

仙台市川内 東北大学教育学部 教育社会学会合同研究室  
電話(〇二二二)二二二一八〇〇―内線五四三四

エキスカッション

大会のころは蔵王山の紅葉が見ごろのことですので、事務局にお願いして大会第二日目の昼食時(十三日一・三〇一・三〇時)に蔵王山頂までマイクロバスで紅葉探勝にかけると予定です。乞御期待。(なお、宿の近くの溪流でイワナつりができるそうですし、近くに「こけし」の製造集落があることも申し添えておきます。)

大会プログラム

第一日 一〇月二日(土)

(自由・課題報告とも時間内に質疑応答一〇分を含む)

九・〇〇 開 会

九・〇〇〜九・五〇 自由報告1(佐藤常雄)

九・五〇〜一〇・四〇 自由報告2(高山隆三)

一〇・四〇〜一一・三〇 自由報告3(益田明美)

― 昼食・休憩 一時間 ―

(この間合同委員会開催)

一一・三〇〜一二・二〇 自由報告4(大野 晃)

一二・二〇〜一四・一〇 自由報告5(布施鉄治・白樺 久・安倍 恒雄)

― 休憩 二〇分 ―

一四・三〇〜一五・三〇 課題報告1(淵野雄二郎)

一五・三〇〜一六・三〇 課題報告2(柿崎京一)

一六・三〇〜一七・三〇 総会・各委員会報告

一七・三〇 懇 親 会

第二日 一〇月三日(日)

九・〇〇〜一〇・〇〇 課題報告3(二宮哲雄)

一〇・〇〇〜一一・三〇 課題に關連した自由報告・課題報告につ

ての質疑応答

一一・三〇〜一三・三〇 昼食・エキスカージョン

一三・三〇〜一六・三〇 (予定) 共同討議

共同討議に入るにあたって宿題委員会より共通課題についての  
問題点の提示および宿題委員会からの委嘱による安原会員のコ  
メント報告に若干の時間を割く予定

課題報告並びに共同討議の司会者団

竹 内 利 美(東北福祉大)

後 藤 和 夫(奈良女子大)

高 山 隆 三(慶 応 大)

大会報告要旨

自由報告

1. 享保期における譜代下人の

解放と村落構造

佐藤常雄(東京教育大学)

戦後、幕藩体制社会の構造的特質についての諸研究は、戦前日本  
資本主義の基底をなした寄生地主制の半封建的性格の解明という課  
題の下に、太閤検地論争、寄生地主制論争を中心として展開され、  
歴史学、社会経済史学の主要な論点となったことはいうまでもない。  
とりわけその特質についての論争は、封建的土地所有者が直接的生  
産者である封建的小経営農民から経済外強制による剰余生産物の収  
奪する関係を中心とした基礎構造において、封建的小経営農民、寄

生地主制の発生・展開の歴史的規定性及び具体的存在形態の理論的  
実証的研究であった。大開検地論争においては、大開検地とこれに  
続く近世初期の検地が全国的規模において施行され、統一した基準  
による土地生産力の秤量という新しい原則＝石高制の成立によって  
封建的土地所有関係が確定しえたこと、また検地帳分析によって広  
範なる封建的小経営農民の形成、展開が明らかにされた。寄生地主  
制論争においては、明治期の寄生地主制の性格の解明を課題としつ  
つ、その形成・発展を幕藩体制社会の胎内の個別地主経営分析や幕  
藩法の研究によって、＝享保享保期に領主権力によって容認された地  
主的土地所有に求められるとされ、幕末維新段階を経て地租改正に  
よりその基礎が与えられるという寄生地主制の発展・展開の具体的  
過程が論証されるにいった。

寄生地主制、大開検地論争も、戦前の日本資本主義構造の特質の  
解明という問題に照点があてられ、日本における封建制から資本制  
への移行過程＝本源的蓄積過程およびその前史という意味で研究の  
狙上にあげられたのである。しかし、両者は封建的小経営農民層の  
分化・分解という論理的、歴史的相互依存関係にあるにもかかわら  
ず、両論争をつらぬく統一的な把握は必ずしも十分であったとは見  
なしがたい。むしろ両者ともそれぞれの研究対象においてのみ展開  
されたといえよう。寄生地主制、大開検地論争の研究成果の上に、  
さらに有機的な関連をもった実証・論理の展開が求められるのでは  
あるまいか。

本報告では、甲州逸見筋塚川村の享保期における譜代下人の解放

とその歴史的意義を、幕藩体制第一段階（江戸時代社会前期）と寄  
生地主制の形成期とみなされる享保年代（江戸時代社会中期）の封  
建的小経営農民層の動向を中心として、「ムラ」レベルで考察した  
こと。

- (一) 甲州逸見筋塚川村の概況  
塚川村慶長・延宝検地の性格と土地保有関係  
享保期譜代下人の解放とその歴史的意義  
享保期における地主制形成と村落構造

資料 (一) 手形之事

- 一、拙者共義半兵衛譜代下人ニ御座候処  
近年障申請ケ候ニ付当所之水石百姓ニ毛  
罷成度奉存候所主人ヲ以奉願上候  
得者何違之様御詮義之上御百姓分ニ  
被遊下候段難有奉存候然上ハ  
自今以後之儀拙者共義ハ不及申子孫  
と毛ニ村中江憲外我儘仕間敷候若御  
公儀様御条目之趣相背候カ又者慮外  
我儘仕候ハバ御詮義之上主人方江御返し  
先年通半兵衛門屋罷成其上如何  
様ニ被仰付候共一言之申分無御座候為  
後日仍而如件

正徳四年七月

塚川村

作兵衛 ㊦

同人子

忠右衛門 ㊦

惣御村衆中様

我等願之通作兵衛忠右衛門義御百姓ニ

分ケ被成被下候設置奉存候自然御村中江

慮外我儘仕候ハ我共方江御返し可被下

候先年之通我等門屋ニ仕置可申候以上

塚川村

主人 半兵衛 ㊦

正徳午四年七月

惣御村中

## 2. 地租改正と土地所有権

高山 隆三 (慶応大学)

### 課題

本報告の課題は、地租改正に際し、家族内の誰に土地所有権<sup>1</sup>地券名義がきめられたかを実態に即して明らかにすることである。

これまで、地租改正に際し、土地所有権は地主に与えられ、直接

的耕作者である小作人に与えられなかったという視点から、この土地所有権の帰属問題と地租改正の性格が論じられてきたところである。本報告では、土地所有権がどのような階層に帰属したかをとりあげるものではない。この点に關して結論だけ云うならば、本報告の対象である長野県諏訪市湖南・南真志野では、地券の交付をめぐる紛争はこれまでの調査で接した資料からは見出されない。土地の賃借、所有関係の実態が、地券交付による「私的土地所有権」の法認を受け入れるほどに成立されていたものと推察されるのである。

本報告で問題とする点は、地券が家族内の誰の名義で実際に交付されたかということである。この点に關しては、土地所有権<sup>1</sup>地券が個人に属するものか、「家」に帰属するものであるかをめぐって、太政官、大蔵省と内務省、司法省の間で論議をよんだことは、福島正夫氏の労作<sup>注1</sup>によって明らかにされたところであるが、<sup>注2</sup>地券が実際に誰に交付されたのかは明らかではない。戸主のみであるのか、戸主以外の家族員、たとえば、分家予定の二、三男、あるいは隠居にも交付されたのか、また、地券が戸主に交付されたとしても、その戸主とはいかなる性格であるのか。戸主が養子である場合に、無条件で、地券の名義人となりえたか否か。さらに、地租改正の時期は徴兵令施行の時期であり、戸主・養子は、徴兵を免除されることから、一般的には、養子縁組がさかんに結ばれたといわれるが、形式的に養子が戸主である場合に、地券名義を養子にするということがあったのか。

即ち、つきつめれば、地券が個人に属するか家に属するかということになるとしても、地券の交付、その名義は、村落段階で実際にごのように処理されていたのかということが問題である。このことは、地租改正によって私的土地所有権が法認されたとはいえず、その所有権の内実にかかわる問題を示すものといえよう。

### 分析

I 壬申戸籍による土地所有者の検出。

II 戸主の性格

III 相続・隠居・分家

IV 心ずび 家と土地所有

注1 福島正夫「日本資本主義と『家』制度」一九六七年

注2 土地所有権に関する内務省・司法省の見解を参考として示せば次のようである。

(イ) 明治八年二月十九日 内務省より太政官への伺。

「第一条 地券ハ概シテ其家ト人トヲ區別ス可キ者ニ無之戸主名受ケノ地券ハ其家ニ属シ戸主ニ非サル名受ケノ地券ハ其人ニ属ス

第二条 戸主タル養子離縁ノ時其身戸主タリシ時受ケ得タル地券ハ其儘実ニハ持帰ルヲ得ス」 (福島・前著一四二頁)

(ロ) 明治九年二月二三日 司法省より大政官への伺

「特ニ戸主ノ法アリテ戸主ニ戸主ヲ立テ一戸籍中ノ者ハ家族ト

称シ其戸主ノ管轄保護ヲ受クニ財産ヲ分チ隠居シタル父母ノ養育料トシ或ハ子弟ニ別事業ヲ為サシムルモ戸籍ヲ分チテ別家ヲ為ササルニ於テハ法律上ニ対シ右ノ訳ヲ以テ戸主ノ財産ニ非サルコトヲ陳述スル事ヲ得サル定規ナリ故ニ若シ地方ニ於テ過テ戸主ニ非サル者ニ地券ヲ与フルコトアルモ法律上ニ於テハ則チ戸主ノ所有ト看做スハ当然ノ事ナリトス」 (同上・一四六頁)

(イ) 同上伺に対する五月一日の太政官の回答。

「伺ノ趣地券ハ其戸主ト否トヲ論セス之ヲ授与スル者トス故ニ過テ之ヲ子弟ニ与ルニ非ス

地券ヲ得タル隠居若クハ子弟ハ各自其地所ヲ所有スルノ權ヲ享受スル者ニシテ仮令上其戸主身代限之処分ニ至ルモ之レニ及フ事ヲ得サルモノトス……」 (同上・一四七頁)

### 3. 出稼ぎの機能と影響

益田 明 美 (明治学院大学)

一口に「出稼ぎ」といっても多種多様であり、その定義づけや分類、あるいは問題点を全部網羅するのは、そうたやすいことではない。ここでは、実態調査の結果から、出稼ぎの機能および影響についていくつかの分析を試みる。

まず、出稼ぎの定義であるが、農林省では出稼者を「一か月以上、一年未満、居住地を離れて他に雇われて就労する者であって、その

就労期間経過後は居住地に帰る者をいう。(居住地を離れるとは、自宅以外の場所で寝泊りすることをいい、就労先の遠近を問わない)と定義している。

出稼ぎが問題となるのは、就労に際して、家族との別居生活を余儀なくされるところから、本人はもとよりその家族に様々な影響を与え、さらに郷里の村にも出稼者の不在から生ずる問題が少なくないからであり、他方、就労先が危険な作業を伴う、不安定な職場である場合が多く、事故も多いからである。それにもかかわらず、全国で三四万人を越える出稼者がいるということは、「出稼ぎ」というものが、出稼者自身をも含めて、できれば出稼ぎをしないで済むような生活をしたくと望みながら、なかなかやめられず、しかも受入れ側でも出稼者に依存している、という複雑な要素を数多く備えているという事実を物語っている。つまり、今日の日本資本主義社会の下で「出稼ぎ」は、それなりの機能を果たし、もはや不可欠の存在となっているのである。

ところで、出稼ぎ自体は今に始まったものでなく、その歴史は近代社会以前に遡ることができ、さらに明治以降の資本主義の発展がまた農民の出稼ぎを生み出してきたのであるが、昭和三十六年以降の日本経済の高度成長により、出稼ぎの様相が一変してしまった。戦前の出稼ぎとして知られているのは、北海道・カラフト・カムチャツカ方面への漁業、酒造りの杜氏、みかん園・茶畑・養蚕の援農、あるいは農家子女の製糸・紡績工など、その数も決して少なくはなかった。そして、戦前および戦後も三〇年代後半までは、出稼ぎと

いえば暗いイメージを抱かせ、その特徴を挙げると、就業分野では農・林・漁業が多く、就労先は全国各地に及び、出身地も同様に分散しており、未婚の子女が多く、男子の場合は次・三男が中心であり、しかも、零細規模農家からの貧困なるが故の出稼ぎであった。ところが、三〇年代後半以降の出稼ぎは、就業分野が建設・製造業に集中し、就労先は関東・関西・東海地方に集中し、出身地は東北地方が圧倒的に多く、男子が殆どで、それも世帯主・あとつぎが多く、中・大規模農家からの出稼者がかなり多い、という特徴を示している。

昭和四六年に東京都労働局の委託により実施した出稼労働者実態調査では、このいわば「新しい形態の出稼ぎ」の特徴が出ていた。本調査は、出稼ぎ労働者が、現在、何に困り、何を望んでいるのか、そのニーズを明らかにし、そして、そのために何が必要とされるかを追求すること、さらに、出稼労働問題を支えるメカニズムは何か、特に、各事業所が出稼労働者をどのように雇用し、どのように位置づけているか、また、出稼労働者がこれにいかに対応しているか、を明らかにすることを目的として実施されたものである。その結果を見ると、今日、特に建設業においては、出稼労働者を雇用することとしては事業を十分に遂行することができないという状況にあり、なお今後もこの傾向は続くであろうと思われるが、その雇用の実態は、労働条件等がまだ不十分という感が強い。また、出稼労働者自身も、家族との別居生活のつらさを強く訴えながらも、やはりやめることができず、過半数は出稼生活の継続を表明している。

このように、多くの問題を抱えながらも、「出稼ぎ」はすぐにはなくならないであろう。そのためにむしろ、よりよい労働条件の下で就労できるような対策が望まれるのであるが、「出稼ぎ」が地元と与える影響も決して無視することはできない。出稼ぎに合わせて農作業や村の諸行事が行なわれたり、主婦や老人に過重の負担がかかったり、やはり変則的な生活になることは否めない事実である。

地域差があるとはいえ、出稼ぎが一般化し、深刻さが薄れてしまっていることも問題であり、これらのことは、出稼ぎ多出地の一つである秋田県大曲市で実施した実態調査においても認められた。

さて、最後に一つ強調したいのは、出稼ぎが、あくまで生活の本拠地を郷里に置いての遠隔地における農外就労であり、挙家離村ではない、ということである。すなわち、出稼者は、自らの土地や家と深く結びつき、決して郷里から離れないのである。そこに出稼ぎの存続要因の一つが見出せるともいえよう。

#### 4. 賃労働兼業化に伴う

#### 農民家族の労働力構成の変容

—宇都宮市旧国本村の

実態調査を通して—

大野 晃(女子栄養大学)

戦後日本資本主義の発展をふりかえるとき昭和三十年が大きな転換の時期をなしていることは衆知の事実である。それは戦後日本資

本主義が強蓄積を開始したことによるものであり、その強蓄積は三十五年以降本格的に展開され、日本農業に多くの問題を投げかけた。それは戦後の農地改革によって生み出された零細な自作農層の解体化が表面化してきたことによるものであり、改革による自作農的土地所有のもつ矛盾の表出に他ならなかった。農業所得で家計費を維持しえない貧農中層が農外所得獲得のため家族労働力を農外へ流出せしめ、生活水準の上昇に拍車をかけられつつ流出の速度を早めていった。しかし、それは家族内脱農といわれあるいは兼業化といわれる如く、全きプロ化ではなく、兼業農家の滞留固定化といわれる現象を帰結せしめた。この兼業農家の滞留固定化現象はまさに日本資本主義の特質に規定されたものであり、特殊日本の問題をわれわれに提起している。

例えば、「家」ないし家族の問題にひきつけて考えれば、かかる現象の中で、果して「家」は解体したのか、農民家族は変容したのか、解体あるいは変容したとすれば、何が解体しどう変容したのか、その結果が都市の家族と比較してどうとらえられるのか。また、この滞留現象のなかで、三反未満層を典型とするいわゆる土地もち労働者といわれるものの存在をわれわれはどのように規定すべきであるのか。これらの問題は日本の農業・農村・農民の問題としていずれもさけて通れない重要な問題であり、特殊日本の問題である。しかし私はここでことさら特殊日本のものを強調しようとするものではない。「特殊」とは普通をふまえての特殊であり、従ってこ

うした特殊日本のものの中にいかに普通性が貫徹されているのか、

問題はまさにここにあるのである。

「家」ないし家族を問題とするとき、家族の形態を夫婦家族・直系家族・複合家族（あるいは同族家族）の三つに分類し、その三者の時系列的な変化の中に直系家族の存在を指摘し、そこから解体・変容を問題にするのも一つの方法である。また、わずかな地地を保有しつつ、世帯主や後とりが恒常的勤務により、一応の安定的な生活を営んでいる農家が多数存在し、そうしたことから土地もち労働者という指摘もてくるのであろうし、その現象は否定しえない。しかし、現在われわれが問題としなければならぬのは、家族の形態的側面や現象論的把握ではない。問題は形態の内実そのものであり、現象の中に買かれている本質である。従って、この問題の解決に際して、われわれは農民家族の労働力構成の質的変化の内容の検討に立ち入らねばならない。というのは、衆知の如く、わが国の農業は家族労働力を中軸に営まれ支えられてきたという、歴史的事実に根ざしているからである。「家」というときそこではよく家産が問題とされるが、この家産は土地と労働用具つまり生産手段であり、この生産手段の所有者に家族内部の労働力が結合され、いわゆる家父長制的労働力を構成してきた。そして、農民家族はこの生産の共同組織を維持するため、労働力再生産のための扶養の共同を不可欠なものとしてきた。

ところでこうした農民家族の労働力構成は農業生産力の発展段階に規定され、家族構成員の規模は生産手段により決定されるものである。従って、労働力構成は本質的には農業生産力の発展段階に照

応するものであり、その変化・変容はそれに起因する。つまり「家」ないし家族の変容はかかる生産力の発展をふまえた労働力構成の変化の反映として把握されなければならない。こうした把握を抜きにした農民家族の形態的側面からのアプローチは考えられない。

土地もち労働者についても労働力構成の質的変化の検討をまっぴらじめて明確な規定がなされる。というのは、現在、この土地もち労働者といわれるものの賃労働は古典的な二重の意味での自由の獲得という賃労働ではない。つまり産業資本段階でのそれではなく、独占段階、それも高度に発展した国家独占段階でのプロ化であり、この資本主義発展の段階的差異をふまえた上で問題にしなければならぬ。現象に引きずられたプロ化の把握では近代化論に落れる他はない。恐れず論を進めるならば、現段階のプロ化はたとえ土地もち労働者であっても、それは資本主義を止揚する方向性をもったものとして、つまり農業危機の一層の進化としてとらえられるのではないだろうか。

私が賃労働兼業化に伴う農民家族の労働力構成の変容を課題としたのはこうした理由によるものである。報告においてはこのような課題を昭和三十五年から現在までの宇都宮市旧国本村の事例を通してあとづけてみたい。

## 5. 北海道新酪農地帯における 農民層の労働—生活過程と「家」

布施 鉄治 (北海道大学)  
日 鏗 久 (北見工業大学)  
安倍 恒雄

(一) 表の如く、近時の北海道における農民層の分解形態は、経営耕地規模別にそれを見ると、総農家戸数の激しい減少の中で、他僅に二〇町、三〇町という地積を集中した農民層が輩出しているところにその特徴が求められる。本報告で事例としてとりあげる釧路支庁、標茶町、虹別は、新酪農地帯のひとつとしてかゝる分解形態が典型的に顕在化している地区である。しかし一步その農業経営の内実を踏みこむと、激しい農民層分解過程の中で形成されつゝあるかゝる「上層農家群」は多額の制度資金の導入によって、体制的に急速に育成された「上層農家」として存立し、多額の負債下、あらたなる段階での危機が深化していることがあきらかとなる。

(二) 本報告は、こうした現段階において体制的に創設されつゝある專業酪農民層の矛盾をみちた労働—生活過程を土台において、経営及び「家」の問題、また彼らがかゝる顕在化しつゝある矛盾の止揚過程として現に形成しつゝある社会構造の問題、それらを買ぬく統一論理をさぐるために試みられた試論である。

③ われわれは二つの柱を用意した。第一は、個々の農家の生活史をとおして農民の生活の「たしかなる年輪」をおさえる柱である。こ

経営規模別農家戸数推移

25~30	30~50	50~75	75~10	10~15	15~20	20~25	25~30	30~
15941	56857	32824	14320	9361	1715	310	-	-
12262	48180	30567	14934	11919	2871	734	-	-
7376	34867	27773	13637	13547	6369	2764	1127	904
	29363	23698	11490	11029	6628		8268	
82	304	390	374	112	8	3	-	-
43	211	271	237	260	68	9	-	-
9	62	102	98	224	212	142	67	58
	47	53	44	101	173		438	

の分析視角は言葉を替えていうと、日本資本主義発展の中で、わが国農民層が直面する階級的諸矛盾、それを自らの年輪として彼らが如何に止揚してきたかというレベルの問題になる。その年輪とはたんなる個人の年輪ではない。何よりも家の生活史として、また彼らの社会の歴史として定在化せしめてきているものである。

事例でみる虹別から別海にかけての地帯は、戦前関東大震災後、相対的過剰人口のはげ口として北海道最後の広大な開拓地として開発せられたところであるが、一戸五町の穀獲農業での指導が失敗、さらに農家をまびいての樺太への再入植が計られた地帯である。長い間、入植農民にとっての主要な現金収入源は山林労働であった。農民にとって酪農経営への志向性が顕在化しはじめたのは昭和三十一年初期、專業酪農の展開は農基法農政以降、とりわけ虹別の場合、三〇年代後半以降である。数次にわたる「構改」で機械化、多頭教化が積極的に図られるが、「機械利用組合」は形式的で個別農家の累重的負債増加の中で、階層分化も急速にすすんでいる。しかしこの間にあって地域社会それ自体として数々の生業形態での農業経営確立への試みがなされている。養豚共同経営が形成された段階もあった。しかしそれらは定着せぬまま、酪農民は一見、個々バラバラにされ、かつての部落社会は大きく変容しつつある。

⑥第二の柱として私達は、農民層の労働・生活過程を土台にした現状分析を用意した。私達は階層ごとの各農家の経営状況をあきらかにし、生産組織体としての、また生活集団としての「家」の中での役割構造、それに規定された各成員の現実の労働・生活過程をとり

表 北海道及び標茶町における年次別・

	年	総 数	例外規定	ha					
				0.1~0.3	0.3~0.5	0.5~1.0	1.0~1.5	1.5~2.0	2.0~2.5
全 道	35	233634	788	28503	15849	16001	12231	12928	16006
	40	198969	771	21549	11568	13087	9522	9492	11518
	45	165978	1081	16328	8349	10607	7386	6517	7318
	48	144518		29123					24919
標 茶 町	35	1548	-	52	16	29	56	54	68
	40	1278	1	37	16	23	30	29	39
	45	1061	4	33	9	11	13	7	10
	48	915	6		29	7			17

おさえ、そこでの諸矛盾を剔出した。そしてさらに各農家がその生産生活の全経済・社会過程を完りするために不可欠にとり結びざるを得ない「家」外との諸集団（他農家を含めて）組織、機関とのネットワークをその節々を明確にしながらとりおさえた。その中には、たとえばサイレージの切りこみ作業等、他農家との共同作業過程も入ってくるが、こゝでとりわけ重要な意味をもって立ちあらわれてくるのが経済的諸機関（独占乳業会社、農協等）及び社会的諸機関（地方自治体、営農指導機関）等との諸関係である。個々の農家は少なくともかゝる地域経済機関との諸関係をとおして、全国レベルでの総経済過程にくみこまれるが、その中で農家経済の矛盾が深まれば深まるほど、主要なる矛盾を止揚するためにあらたなる経済諸関係を創出せざるを得ないし、またその矛盾を止揚するための社会諸関係を創設せざるを得ない。しかもこれを「たしかなもの」として構造化させる。後者についていふならばそれら社会過程をフォーマルな組織として、地域社会機構として公的に定着させる営みをつづける。虹別の酪農民は現在独占企業の低乳価政策へあらたなる対応をせまられているが、この虹別には全日農の組織もすでに結成されているし、またこゝの町政は革新町政としてある。

私達はかゝる分析枠の中に、本一分家のネット・ワーク、また従来の部落の社会構想のもつ機能の具体的姿容を位置づける必要がある。そうして階級的諸矛盾の中で、それを止揚しつつ、あらたなる力関係の中でつくられつつある社会構造のもつ意味をあきらかにする必要があると考える。

## 課題報告

### 1. 素材提供。農地移動と農業就業構造

— 集落調査による地域比較 —

淵野雄二郎（東京農工大学）

昭和四六、四九年の四年間に、実施した、五地域の、集落調査を基礎にして、農地移動、農業就業構造の二視点から、特定の集落において、労働力構成、農業経営のあり方がどのように変化してきたのかを検討する。

調査集落は、(1)鹿兒島県大隅（調査年次S四六）、(2)埼玉県吉見村（同S四七）、(3)茨城県爪連町（同S四八）、(4)千葉県東金市（同S四八）、(5)秋田県横手市（S四九）の五地域であり、各々の一集落の悉皆調査である。素材提供の目的としては、できるだけ、具体的に、農地移動と農業就業構造を地域的特殊性において比較検討することにある。

調査は農地動態調査（S二五―三〇）の追跡調査としておこなわれたものであり、対象地は次の五地点であり、辺境地南九州の低位生産力地帯（鹿兒島）、都市近郊兼業地帯関東（千葉、埼玉、茨城）東北型農村（秋田）という、地帯的な特徴をもっている。個々の地域の比較検討を通じて共通にみられた、段階的变化は次のとおりである。

農地移動

就業構造

(イ) S二〇一—二五

農地改革——半封建的土地所有を解体し、「農地はその耕作者自らが所有することを最も適当」とする自作農的土地所有を指定

(ロ) S二五—三〇

農地改革の成果定着——この期間は一時的ではあったが、改革後自作農は一応安定した状態にあり、分解に伴う農地移動はほとんど生じなかった。残存小作地の漸次的整理解消や、開墾による自作地拡大が主要な方向であった。

(ハ) S三〇—四〇

基本法農政——S三〇年代の高度成長の過程で、自作農的土地所有の零細性の矛盾が急速に激化し、政策的にも、規模拡大が、重点施策として追求され、現実にも、自作地の移動が増加して行く。しかし、移動率は十分に高まらないまま、四〇年代の地価高騰の時期をむかえ、自作地移動は停滞する。その反面統制実績にのらない、ヤミ小作、請負が発生してくる。

労働市場の縮少  
復員帰農による、過剰人口堆積

過剰人口、除々に排出。  
労働市場も拡大へむかう。

前半——二・三男、年  
雇等過剰人口排出  
後半——新規学卒を中心とする若年層の急速な流出  
中高年層、在宅就職

(ニ) S四〇—

総合農政——地価高騰のなかで、農業採算的地価と、現実取引地価とが乖離し、自作地購入による規模拡大の道がとざされるが請負耕作、ヤミ小作「農業生産組織」の動きが顕著になってくる。

そのような現実をふまえ農地法改正(S四五)により賃貸借による農地流動化政策がうちだされる。

過剰人口的流出の相対的減少  
世帯主、あとつき流出

一兼——出稼、臨時的勤務  
二兼——恒常的勤務の増大

これらの変化が、たとえば、鹿児島均分相続地帯、年雇地帯の秋田で部落共同作業組織のあった聚落、都市近郊の、都市化の影響の激しい地帯などの地域的特殊性の中で、具体的にどのようなようにあらわれているかを、比較検討する。

2. 白川村「大家族」の展開とその解体

——資本制確立期の「家」に関連して——

柿崎 京一 (宇都宮大学)

岐阜県白川村のいわゆる「大家族」についてこれまでに多くの研究がなされ、また、論争の展開されてきたことは周知のとおりである。とりわけ、この「大家族」の成立期をめぐる議論が注目されたのであるが、小山隆、児玉幸多、福島正夫、玉城肇らによって、そ

れが、近世以降において形成されたものであることがほぼ確証されている。しかし、近世以降という大枠では一致をみているもの、さらにその時代的限定や成立の根拠となると必ずしも軌を一にしているわけではない。ここでこの問題に深く立ち入る余裕はないが、以下の報告と関連して、これまでの議論に私見を加えて整理しておきたい。

その場合、「大家族」の概念については、かつて有賀喜左エ門が「同居大家族」（白川村のごとく血縁の者が一戸の大家族に多数居住する場合）と「分居大家族」（会津河沼郡金上村のごとく普通の数家歴に分居している場合）の二類型を設定し、のちに「家」の内部構造の特質、とくに直系・傍系の血縁（親族）、住込奉公人等の非血縁（非親族）の家庭成员に関連して、前者を「複合の家」（直系以外の傍系や非血縁（非親族）の家庭成员にも配偶者を含む場合）、後者を「同族団」と修正規定し、これまでの「大家族」といった曖昧な概念を避けつつ「家」と「同族団」の理論へと展開する端緒をなすものであったことが想起される。この場合、「複合の家」には同族団へ展開すべき性格が潜在していること、また、「複合の家」（同居）と「同族団」（分居）との中間形態のあることの指摘も見逃すことはできない。

この有賀の理論に即して白川村の「大家族」を規定するならば、それは「成員数大なる」「複合の家」と做される。しかし、その場合、従来の研究では、傍系親は原則として公認された配偶者をもつことなく、一定の異性と性的共同は黙認されていても同居は許さ

れなかったこと、および成員はすべて親族者からなり非親族者を含むことがなかったという点からすれば、それは「複合の家」の亜種とでもいべき性格をもつ。

白川村「大家族」を規定するもう一つの重要な点として、相川春喜の提示した「家内賦役制」の問題がある。かつて名子、被官等の形態において賦役的労働を収取する他地方のそれと異り、白川村においては、一家屋の中に同居した形態での「家内賦役制」のつくり出されているところにその特質があるというのである。この点については、のちに児玉、玉城らによる詳細な検討が加えられている。ところで、この賦役制を「家」の構造との関連においてとらえた有賀の見解がこの場合注目される。即ち、「複合の家」の内部においては、家長との親族、非親族関係を問わず、家庭成员は隷属的位置にかかれ、家経営に労役を出さねばならぬという、家長と他の家庭成员との間に基本的な隷属関係がある。有賀は、この隷属関係を、家経営の長とその経営内で働く隷属者との間の「オヤ・コ関係」として特徴づけているのである。この視点をもって白川村「大家族」の特質をとらえるならば、一定の生活条件のもとで「生活意識」の統合が示している全体連動的な生活組織のなかで、「オヤ・コ関係」として特徴づけられる隷属関係にもとづく「家内賦役制」ということであろう。

従来、ややもすれば白川村「大家族」の研究においては、その特異性のみを強調する傾向がみられたのであるが、以上の検討からしても、むしろ基本的には日本の「家」としてとらえられるべきもの

である。また、その特異性は「家」の極限的な発現形態として位置づけられるのであって、「大家族」なる用語は、こうした意味を内包した慣用語以外の何ものでもないのである。

つぎに、白川村「大家族」に関する以上のような基本的性格が、資本制の生成・確立期においていかなる特質を示し、また変質していくかという点が、本報告の中心となる。以下、その同題点を列挙すれば大要つぎのような内容にわたる。

(一)、白川村「大家族」の形成は、「単に生活の乏しさだけがその基礎ではなく、一定の規模の農耕と副業による生活の余裕がなければならぬ」という玉城の主張に注目し、家経営、とりわけその中核をなす家業経営における商品生産の展開と副業の諸形態について考察する。つまり、生産力水準に規定された労働力編成（ひいては家族構成）の問題。

(二)、右の問題と関連して「大家族」の就業構造が問題となる。とくに、従来の研究では、「大家族」成員が、年間を通じて家経営に従事しているという理解を前提にしているものが多いが、農閑期の出稼（部落内外を含めて）就業も無視できない。つまり、労働市場の展開に伴う労働力移動の問題を重視したい。

(三)、これらの問題が、それぞれの時期において「大家族」をいかに規定し、そこに特徴的な「大家族」を現出せしめているか。さらに、それは、白川村の各地域、同一地域内の各家の間にもどのように作用し、そこに地域差、階層差を生じしめているのか、という問題につながる。とくに、ここでは、地域内の農民階層の動向と、家相互の

関係に注目したい。

(四)、以上の三点を主要な考察の視点にすえ、さきに検討した白川村「大家族」、即ち家内賦役制を基礎とする「複合の家」の、この時期（資本制の生成・確立期）における特徴をとらえてみたい。

なお、本報告の内容は、かつて福島・玉城らの白川村調査とほぼ同じ時期の昭和二八、九年に実施し、発表（昭和三〇年四月・日本農業経済学会「白川村大家族崩壊過程の経済的一考察」）した内容に、昭和四八、四九年（本年は文部省科学研究費補助「一般研究」の交付をうけて実施）の調査により、資料を大幅に拡充したものである。

### 3. 能登本島における家と村落の社会構造

—「日本資本主義と家」の課題にふれて—

二宮 哲雄（金沢大学）

過日、村落社会研究会宛鳩書店主白石家の御挨拶が、編輯委員長柿崎氏のもとに届きました。柿崎氏とも相談のうえ、会員の皆さんにお知らせするため、通信に掲載することにしました。

謹啓 時下ご清祥のことと存じ上げます。

只久慈にも、故白石義明の最も好んだ若鮎の候が、又、巡って参りました。

過日他界の折に、手厚いご供養と御励ましをいただきましたことが、日毎に私共の身にしみ、感謝の念は増すばかりでございます。

故人郷里、福島県塙町に「白石義明記念公園」を寄贈させていただきます、この度着工のはこびとなりましたことは、皆様のご厚意の賜ものと厚く御礼申し上げます。

御伺い致しまして、今後とも生前同様、ご指導ご鞭撻のほど、お願い申し上げます。失礼ながら書中にて御礼、ご挨拶申し上げます。

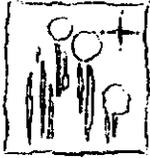
昭和四十九年六月

白石愛子

禎彦

禎之

敬具



### 事務局短信

大会まで既に一カ月足らずである。あわてて報告要旨を掲載する特輯号の発行にこぎつけた。中央大学の夏休みが八・九月であることも何か仕事のテンポを狂わせている。

最近の農業・農村理論の混迷に奮鍾をなすごとく著作集が続々と企画・刊行されている。「井上晴丸著作集」、「栗原百寿著作集」、「近藤康男著作集」、「古島敏雄著作集」等々。「栗原百寿著作集」VIII(第一回配本)「農業問題の基礎理論」所収の「付1、農村社会学的風潮と偏向―野呂栄太郎にかえれ―」をみると、彼の農業経済学における農村社会学的偏向への批判が、明らかに、山田・平野理論の旧講座派に系譜するとする改革後の再編地主制論に向けられていることが分るか、同時に、その風潮を、「戦後におけるアメリカ科学の風潮ということに帰れ」、近代経済学の隆盛とおなじく日本経済の国家独占資本主義的路線にもとづくものとしている(「農業経済学と農村社会学」)。どうもこの辺にも何か栗原理論に首尾一貫しないものが感じられてならない。

ともあれ、このような著作集刊行ブームを糧として何がうみだされてくるか期すべきものであろう。

